

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年九月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年九月二十四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 川 裕 嗣

越谷流山線	路線名
越谷市大字大房字下川戸二七番二地先から 同市大字大房字下川戸二一番三地先まで	供用開始の区間
令和七年九月二十四日	供用開始の期日
令和四年六月二十四日付け埼玉 県越谷県土整備事務所長告示第 十七号で告示した道路予定区域 の供用開始である。 延長八二・〇〇メートル	備 考